



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*56 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)

○ 告示

766 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)

767 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")

768 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (障害福祉課)

769 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (")

770 平成21年和歌山県告示第584号(平成21年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施)の一部改正 (果樹園芸課)

771 平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部改正 (水産振興課)

772 道路の位置の指定 (都市政策課)

773 " (")

774 " (")

○ 公告

平成22年度産業技術専門学院の生徒(普通課程)募集 (労働政策課)

平成22年度産業技術専門学院の生徒(短期課程)募集 (")

○ 正誤

平成21年4月7日付け和歌山県報第2051号和歌山県告示第479号中

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則(平成19年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条第1項中「別記第13号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第19条とする。

第17条第2項中「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)」を「修学生」に改め、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第4項中「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。
(修学資金の貸与額の変更)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が第4条各号に掲げる通学の区分を変更し、第19条の規定による届出をしたときは、当該変更の事由が生じた月の翌月(変更の事由が生じた日が月の初日に当たるときは、当該月)から変更後の通学の区分に応じた額を貸与する。この場合において、知事は、前条の規定により通学の区分の変更前の修学資金を既に交付しているときは、当該交付した修学資金の額と通学の区分の変更後の貸与額との差額を次回に交付する修学資金で調整することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき修学資金の貸与額を変更するときは、地域医療医師確保修学資金貸与額変更通知書(別記第6号様式)により修学生に通知する。

3 修学生は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく地域医療医師確保修学資金変更借用証書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

別記第13号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第12号様式中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第11号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第9号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第8号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関

係)」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第7号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第9号様式とする。


別記第6号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「第10条第1項第 号」を「第11条第1項第 号」に改め、同様式を別記第8号様式とし、別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 6 号様式 (第 1 0 条関係)

地域医療医師確保修学資金貸与額変更通知書

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事 

年 月 日付けで届出のあった地域医療医師確保修学資金については、下記のとおり貸与額を変更することに決定したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 年 月 日まで
貸 与 月 額	円	1 円 2 円
貸 与 総 額	円	円

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

別記第7号様式（第10条関係）

<p>地域医療医師確保修学資金変更借用証書</p> <p>金 〃 円 也</p>	<p>収 入 印 紙</p>
<p>年 月 日に提出した地域医療医師確保修学資金借用証書について、通学の区分を変更したので、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円を借用予定でしたが、借用額を 円増（減）額し、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円及び 年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円の貸与金を上記のとおり借用します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">上記の者が受ける修学資金については、本人と連帯してその債務を負担します。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>連帯保証人氏名 ⑩</p> <p>連帯保証人氏名 ⑩</p> </div>	

（通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第766号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107002	有限会社西日本マインド	和歌山市内原1321	武田慎介	なぐさケアプランセンター	和歌山市布引936-1	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3070103357	有限会社ダイケンハウジング	和歌山市田尻213-3	沼井健次	有限会社ダイケンハウジング福祉事業部	和歌山市三葛521番地	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3071400745	和歌山中央医療生活協同組合	和歌山市有本143-1	阪中重良	ケアプランセンターげんき	海南市沖野々394-3	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3071700193	株式会社桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	橋本礼子	ケアセンター桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3071700201	有限会社鈴木一郎商会	紀の川市桃山町最上81番地	坂口真裕子	みつばち	紀の川市桃山町最上81番地	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3072400827	株式会社イクロス	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁3番地	谷村忠義	ケアサポートセンターぱる	西牟婁郡白浜町2927-80	居宅介護支援	平成21.6.1 (平成27.5.31)

和歌山県告示第767号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107028	株式会社訪問介護ステーションクローバー	和歌山市園部473-1	岩崎陽二	訪問介護ステーションクローバー	和歌山市園部473-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3061290171	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131-37	灘井寿夫	訪問看護ステーションなだい	紀の川市打田131-37	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3070107036	有限会社トータルケアサービス	和歌山市松江東二丁目1番14号	山野達	第2トータルケアサービス	和歌山市岩橋1632-9	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 (平成27.5.31)
3070107077	医療法人整友会	和歌山市秋月570	中井整	通所介護・介護予防通所介護事業所BLISS(ブリス)ぶらくり	和歌山市米屋町3	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 (平成27.5.31)

3070107044	株式会社ライトハウス	海南市大野中701-1	柴田哲男	デイサービスセンターライトハウス	和歌山市黒田272	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3070107051	有限会社ふれあい山舎	和歌山市中之島925-1	泉都世子	デイサービスふれあい	和歌山市中之島921	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3070107069	社会福祉法人しあわせ	和歌山市北新博労町8-4	中本昌子	本町デイサービスセンターしあわせ	和歌山市北新博労町8-4	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3071400752	医療法人恵友会	海南市船尾264-2	川嶋寛昭	医療法人恵友会デイサービスセンターガーデンスパ恵友	海南市日方1274-76	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3072000403	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市藺269番地	保田保	明神の郷	御坊市明神川646	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3072200870	有限会社オカヒロ	田辺市下三栖1487番地の17	那須研吉	デイサービスちかの	田辺市中辺路町近露1358-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3070107010	医療法人賛友会	和歌山市秋月570	中井賛	介護付(混合型)有料老人ホームBLISS(プリス)ぶらくり	和歌山市米屋町3	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成21.6.1 平成27.5.31
3071600823	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434番地の2	寺口彰俊	ケアハウスヘリオス	有田郡広川町和田18	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成21.6.1 平成27.5.31

和歌山県告示第768号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第5

1条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031400280	障害児者相談・生活サポートセンターゆめ海南事業所（あかり作業所）	和歌山県海南市下津町方453（地域活動支援センターあかり作業所内）	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成21.6.1	平成27.5.31

和歌山県告示第769号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき公示する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

オージェイドラッグ打田薬局	紀の川市打田1363	医療機関の名称	オージョイフル打田薬局	オージェイドラッグ打田薬局	平成21.4.1
---------------	------------	---------	-------------	---------------	----------

和歌山県告示第770号

平成21年和歌山県告示第584号（平成21年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1の表中「7月26日」を「8月1日」

土」に、「7月9日」を「7月9日」

那智勝浦町体育文化会館

41-8」を「7月9日」を「7月9日」

勝浦町体育文化会館 村民会館

8」に改める。

和歌山県告示第771号

平成18年和歌山県告示第548号（和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「宇久井漁業協同組合」を「勝浦漁業協同組合 宇久井漁業協同組合」

に改める。

和歌山県告示第772号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3034	岩出市森字鍛冶垣内8番1の一部、9番の	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成21.6.2	6.00 6.00 }	24.93 21.72

一部			7.02	
----	--	--	------	--

和歌山県告示第773号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3026	岩出市中黒字坂ノ上75番1の一部、76番の一部、81番1の一部	岩出市中黒52番地の1 株式会社大輝 エステート 代表取締役 西川勝也	平成21.6.4	6.00 6.00	120.65 30.55

和歌山県告示第774号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3028	新宮市田鶴原町二丁目5665番の一部、6006番5の一部、6007番の一部	新宮市三輪崎三丁目2番11号 南海物産株式会社 代表取締役 海邊幸郎	平成21.6.4	6.00	43.40

公 告

公 告

平成22年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（普通課程）を次のとおり募集する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	20人
		普通課程(中卒)	デザイン木工科	2年	15人
	計				95人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
		溶接板金科	1年	20人	
	計				55人
	合計				150人

2 応募資格

(1) 普通課程 (高卒)

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者(平成21年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下のものであること。ただし、自動車工学科及び理容科については、高等学校を卒業した者及び平成21年度高等学校卒業予定者並びに大学受験有資格者で40歳以下のものであること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) 普通課程 (中卒)

学校教育法による中学校を卒業した者(平成21年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下のものであること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)をちょう付するものとする。

(2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成21年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を経由して入学を希望する産業技術専門学院に提出するものとする。

(3) 平成21年度中学校及び高等学校卒業予定者以外の応募者は、医師の診断書を入学願書に添付すること。

(4) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。

(5) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙をちょう付することにより納めるものとする。

4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成21年10月5日(月)から同月14日(水)まで	平成21年10月23日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院及び新宮地域職業訓練センター	平成21年10月27日(火)午後3時
2月選考	平成22年1月12日(火)から同月25日(月)まで	平成22年2月5日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接		平成22年2月9日(火)午後3時

(1) 受験者全員に本人あて合否を通知する。

(2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。

(3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成22年4月8日(木)午前10時

6 訓練経費

(1) 入学金 5,650円

(2) 授業料 年額118,800円。ただし、空調機使用料として、授業料に年額1,800円を加算。

(3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個

人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

(1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は可否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

(1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。

(2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。

(3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人
	計				20人

※本人の適性に応じて販売コースとOAコースにわかれる。

2 応募資格

次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
- (5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
- (6) 自力で通学が可能なる者

3 応募手続

4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成21年10月5日（月）から同月14日（水）まで	平成21年10月23日（金）午前9時30分	筆記試験（国語・数学） ・作業試験及び面接試験	和歌山産業技術専門学院及び新宮地域職業訓練センター	平成21年10月27日（火）午後3時
2月選考	平成22年1月12日（火）から同月25日（月）まで	平成22年2月5日（金）午前9時30分	筆記試験（国語・数学） ・作業試験及び面接試験	—	平成22年2月9日（火）午後3時

(4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。

(5) 生徒は、所得基準によって技能者育成資金の貸付けを受けることができる。ただし、雇用保険受給者及び訓練手当受給者は除く。

9 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

電話番号 0739-22-2259

ファクシミリ番号 0739-22-3123

公 告

平成22年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（短期課程）を次のとおり募集する。

平成21年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- (1) 受験者全員に本人あて可否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時まで選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成22年4月8日（木）午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は、無料とする。
- (2) 教科書代、作業服代、災害障害保険料その他の活動費用等が必要である。

7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は可否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1週間

8 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254

正 誤

正 誤

平成21年4月7日付け和歌山県報第2051号和歌山県告示第4

79号中

ページ	段	誤	正
5	左	西丹生図251-1	西丹生図125-1